

自動車重量税法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改 正 後

(自動車重量税印紙を貼り付ける書類)

第六条 法第八条から第十条までに規定する政令で定める書類は、当該自動車に係る次に掲げる事項を記載した書類とする。

一 使用者の住所（住所がない場合には、居所又は国内の事務所等の所在地。第十条第一項第一号において同じ。）及び氏名又は名称

二 省 略

三 当該自動車の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ 省 略

ロ 道路運送車両法第六十条第一項後段（新規検査）の規定により車両番号が指定されている軽自動車及び二輪の小型自動車 当該車両番号

ハ 省 略

四 法第七条第一項の区分及び当該自動車に次に掲げる自動車である場合には、それぞれ次に定める事項

イ・ロ 省 略

五 省 略

(納付受託者の指定要件)

第八条 法第十条の四第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 納付受託者（法第十条の四第一項に規定する納付受託者をいう。）として納付事務（同項に規定する納付事務をいう。次号において同じ。）を行うことが自動車重量税の徴収の確保及び納税者の便益の増進に寄与すると認められること。

二 納付事務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものとして財務省令で定める基準を満たしていること。

(納付受託者の納付に係る納付期日)

第九条 法第十条の五第一項に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げ

改 正 前

(自動車重量税印紙をはり付ける書類)

第六条 法第八条から第十条までに規定する政令で定める書類は、当該自動車に係る次の事項を記載した書類とする。

一 使用者の住所（住所がない場合には、居所又は国内の事務所等の所在地。第八条において同じ。）及び氏名又は名称

二 同 上

三 当該自動車の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる事項

イ 同 上

ロ 道路運送車両法第六十条第一項後段（検査対象軽自動車及び二輪小型自動車の車両番号の指定）の規定により車両番号が指定されている軽自動車及び二輪の小型自動車 当該車両番号

ハ 同 上

四 法第七条第一項の区分及び当該自動車に次に掲げる自動車である場合には、それぞれ次に掲げる事項

イ・ロ 同 上

五 同 上

る区分に応じ、当該各号に定める日（災害その他やむを得ない理由によりその日までに納付することができないと国土交通大臣が認める場合には、その承認する日）とする。

一 月の一日から十五日までの期間内に納付の委託を受けた自動車重量税同日の翌日から起算して七取引日（収納機関（日本銀行及び国税の収納を行うその代理店をいう。次条第一項第七号において同じ。）の休日以外の日をいう。次号において同じ。）を経過する日

二 月の十六日から末日までの期間内に納付の委託を受けた自動車重量税同日の属する月の翌月の初日から起算して七取引日を経過する日

（過誤納の証明書の請求等）

第十条 法第十六条第一項の規定により証明書の交付を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を同項の国土交通大臣等に提出しなければならない。

一 三 省 略

四 過誤納となつた自動車重量税に係る自動車の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ 八 省 略

五 前号の自動車の法第七条第一項の区分及び当該自動車に次に掲げる自動車である場合には、それぞれ次に定める事項

イ・ロ 省 略

六 納付した自動車重量税の額が過誤納となつた理由が法第十六条第一項各号に掲げる場合のいずれに該当するか、別及びその該当することとなつた日

七 過誤納となつた自動車重量税を納付した者の氏名又は名称及びその納付方法（法第十条若しくは第十二条第三項の規定により納付した自動車重量税又は法第十条の二に規定する財務省令で定める方法により納付した自動車重量税については、その納付した収納機関の名称（法第十条の三第一項の規定により納付の委託をした場合にあっては、その旨））

八・九 省 略

2・3 省 略

（通知）

（過誤納の証明書の請求等）

第八条 同 上

一 三 同 上

四 過誤納となつた自動車重量税に係る自動車の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる事項

イ 八 同 上

五 前号の自動車の法第七条第一項の区分及び当該自動車に次に掲げる自動車である場合には、それぞれ次に掲げる事項

イ・ロ 同 上

六 納付した自動車重量税の額が過誤納となつた理由が法第十六条第一項各号に掲げる事実のうちいずれに該当するか、区分及び当該事実に関することとなつた日

七 過誤納となつた自動車重量税を納付した者の氏名又は名称及びその納付方法（法第十条若しくは第十二条第三項の規定により納付した自動車重量税又は法第十条の二に規定する財務省令で定める方法により納付した自動車重量税については、その納付した収納機関の名称）

八・九 同 上

2・3 同 上

（通知）

第十一条 省略

(関係書類の保存年数)

第十二条 自動車検査証の交付等又は車両番号の指定の事務をつかさどる官公署又は協会は、第六条及び第十条第一項に規定する書類を、その受理した日から五年間保存しなければならない。

附 則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

第九条 同上

(関係書類の保存年数)

第十条 自動車検査証の交付等又は車両番号の指定の事務をつかさどる官公署又は協会は、第六条及び第八条第一項に規定する書類を、その受理した日から五年間保存しなければならない。